

いうように、又「通信省」とございませぬものを或いは「郵政省」又は「電氣通信省」というように、一々読み替えて行く必要がございませぬので、ここに本法案を提案いたしましたので、ございませぬ。本案はこのように諸官制の廃止と、他の法令中の名称の読み替へを主たる内容としたし、また法案でございませぬ。両省設置法の施行に伴い、附随的に措置を必要とするものだけを内容とするものでございませぬ。何とぞ御審議下されまして、速かに可決せられんことをお願いいたす次第でございませぬ。

○委員(河井彌八君) 只今武藤政務次官の御説明がありましたので、これに對しまして委員諸君の御質疑を願ひいたしませぬ。

○新谷實三郎君 細かい点を除きまして、荒筋の問題につきましては、二、三お伺いしたいと思ひます。郵政省設置法案の改正法律案についてでありませぬが、今度各局の理事であつたのを局長にし、その下に次長を置くということになつて居るようでありませぬが、この郵政省の各局の仕事をつつと見ますと、中には貯金局とか或いは簡易保険局のように殆んど現業類の局もありませぬ。これにつきましては相當に沢山の課が置かれるということを考えられるのでありませぬ。従つて局長の補佐役として次長制度を採られることも、これは特例として考えられないこともないのでありませぬが、監察局でありませぬとかその他の一般のいわゆる監督をする方面の局、監視する方面の局につきまして、次長を置かなければならんという理由がどうも乏しいのじやないかと思ひます。行政簡素化

の趣旨から言ひますと、前の法律案で理事であつたから、これを止める代りに今度は次長を置くというふうなことは、それは意味をなさないのでありませぬ。やはり一つの局で五課とか六課くらいは課は当然これは一人の局長が統轄して行ける程度のものであらうと思ひます。種類が違ふ、或いは非常に分量が多いという場合には、これは部長制度も考えられないことにはありませぬが、通常の局で仕事の内容も大体一本にまとまる、そうして課の数も五課、六課というふうな局におきまして、特に次長制を布かなければならんという積極的な理由があるか、これは非常に考へるべき組織法上の問題であるかと思ひます。若しこういうことになりませぬと、殆んどどの局でも一般の局長が欲しいと言ひるので、次長制を布くことになりはしないか、さういふ悪例を残したくないのでありませぬから、この点につきまして通信省ではさぞ理由があると思ひますが、この点を明瞭に御説明をして頂きたいのでありませぬ。

それからもう一点は、今度は電氣通信省で局の下に相當沢山の部を置いておられます。これは内容を見ますと、相當違つた種類の仕事が多いのでありませぬ。或いは部で以て教課を締め括つて行くというふうなことも必要かと考へるのでありませぬが、このように電氣通信事業におきましては、非常に他の省と違つた組織を採らなければならんという事は、結局この電氣通信という仕事が一一般の行政官制とは非常に違つた仕事であつて、従つてその組織も非常な特例を帯びて行かなければならんということだと思ひます。

それにつきましては伺ひたいのは、これは直接にこの内閣委員会の関係ではないかも知れませぬが、この公務員の任用とか昇進に関する問題でありませぬ。この組織においても今申上げるように明らかになつておられますのでありますが、かくのごとく特殊性のある仕事であるに拘わらず、人間の方の任用とか或いは昇進とかいうことにつきましては、一般行政官制と全然同じような公務員法そのまゝの適用によりまして試験を行ひ、そうして任用しておられる。これはその組織に対する考へ方と人事に対する考へ方が、そこに非常な矛盾を起しているやうな気がするのでありませぬ。組織についてこのよう非常な大きな特例を帯びて行くという必要は先に申上げましたように、特別のこれは現業官制で、一般官制とは全然違つた観点から見なければならんというところから原因があるわけでありませぬから、人事関係、これは任用、昇進それから給與に至るまで、すべてこれは特殊性を主張されねばならんと思ひます。従来この特殊性は余り主張されてないといふことが私非常に不思議でなないのでありませぬ。この点につきましても、明瞭なるお答えを頂きたいのでありませぬ。

もう一点は電氣通信省関係の研究機関の問題でございませぬ。これは前回とこの分につきましては、別段變つた点を見受けないのでありませぬが、この機会に明らかにして置きたいと思ひますのは、こういう研究機関を行政部門の中に眞つ直ぐにお入れになつて、一般の行政官制並に、一つの局並に取扱つて行かれることは、研究機関の本當の機能を發揮するのには不便はないだらう

かということでありませぬ。日本の電氣通信に関する技術は相當に進んで居ると思ひますけれども、尙今後改善すべき余地が沢山あるのでありませぬ。従來の電氣試験所と言つておりました研究機関は、日本でも技術に關しましては相當の權威を持つて居るところであります。この電氣通信の研究所を一般の行政官制並に、局と並べて大臣、次官等の監督下において予算も人事もすべて局並に取扱つて行くといふことは、研究機関の本來の性質から言ひましても適當でないといふやうな気がするのでありませぬ。恐らくこれは運用面で非常に特別の待遇をして、特別の処理をされるのではないかと思ひます。この電氣通信研究所の技術研究の如何によりまして、電氣通信事業の將來が或る程度左右せられると思ひますから、これにつきましては格別の注意が必要にやないか。アメリカだ、又非常に研究所を高い位置に置いて優遇をするといふことが、どうして日本の電氣通信事業の向上のために必要であらうと思ひます。これに關しまする當局の御方針もこの機会に併せて承つて置きたいと思ひませぬ。

○委員(河井彌八君) 委員諸君にお話りいたしましたのが、通信政務次官は他の委員会に出席しなければならんといふのでこの席を外したので、只今の御質疑に對しましては通信次官鈴木君が説明せられることが適當と思ひます。鈴木次官は政府委員でありませぬので、説明員として説明を伺ひたいと思ひますが御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。鈴木次官。お答えいたします。第一の御質問の点は、郵政省におきまして従來の部制を一人の次長を以て賅つたことにいたしました。それについては郵務であるとか、貯金であるとか、簡易保険のごとく、事業官制においては或る特殊な理由もあるかも知れませんが、監察のようないわゆる監督の仕事に従事しているものに対してはさまで必要を感じない。或いはさういふものが場合によつては全部の官制機構の悪例を残すのではないかと、さういふ御質問でございませぬが、実は只今のお話のように郵務、貯金、簡易保険の仕事は最大な事業を営んでおりました。一人の局長を以てしてはなから、これを統制管理するの困難をいたすのでございませぬ。従來各局に三部乃至四部の部長を置かしまして、それらその仕事の系統に従つて、責任者を相當地位の高い者を配置する計画であつたのでありませぬが、この数部に分れますことは一應可いたしませぬ。やはり郵政に關する問題、或いは貯金の問題、簡易保険の問題等につきまして、次長として局長の補佐役を是非とも置く必要が事業面にありませぬので置いたのでございませぬ。尙監察の問題でございませぬが、

監察と申しましても、単に一つのいわゆる一般行政におきまされる監督をいたして行くといふふうには參らないのでありませぬ。これはこの前の設置法のでありませぬ。これはこの前の設置法のときにも申上げたのでございませぬが、監察の仕事が極めて今度の郵政省の機構改革に對しては重要なポイントでございませぬ。この監察は司法警察

官制の組織から行きますと、要するにこの次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。この次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。この次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。

官制の組織から行きますと、要するにこの次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。この次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。

官制の組織から行きますと、要するにこの次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。この次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。

官制の組織から行きますと、要するにこの次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。この次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。

官制の組織から行きますと、要するにこの次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。この次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。

権も取りまして、全國に監察網を布く。はないかというお話でございませぬ。勿。要性は申上げるまでもないのでありませぬ。すべからずこの大部分多くの仕事は二。しても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。この次長といふのは、これだけで見ましても、御趣旨のよくな線につきましても、十分考慮する考へでございませぬ。

んという理由がどうも乏しいのじやないかと思つてあります。行政簡素化
非常な特例を拵えて行かなければならんということだと思つてあります。
て行かれることは、研究機関の本當の機能を發揮するのに不便はないだらう
「異議なし」と呼ぶ者あり
の機構改革に対しては重要なポイントでございまして、この監察は司法警察

権も取りまして、全國に監察網を布こうというのでございませぬ。而もそれは大臣の直接の代理者として出掛けて参りますので、お手許に差上げました表で御覽のように、各省とは離れた一つの存在になつております。而もこの監察は常に各方面に出張いたしましたので、實は相當の地位の人がここには欲しいのでございませぬ。勿論監察官となるべき人は、地位から申しまして、特にその人格、識見の点におきまして立派な者を持つて来なければならぬのでございませぬ。單に一人の監察局長が普通の事務を統轄するといふふうなことも必要でありませぬが、それだけではない、一つの監察の仕事も元締めとして常に公正な判断をいたさなければならぬ、而も監察局長といふものは絶えず本省に留まつてゐるというわけにも参りませぬので、やはり相當の人が常におりまして、その判断をいたさなければならぬといふのが、監察局長に次長を置きました理由でございませぬ。

次、電氣通信の問題につきまして、電氣通信としては特殊な一つの事業官廳として今度の機構が考案されておりますことは、新谷委員の申される通りでございまして、このライン・オルガニゼーションといふものが、この本省から一つの仕事の線が末端まで達してゐるのでございませぬ。そしてそこに能率的な運営といふものを期してゐるわけにございませぬ。然るが故に、そういうふうな特殊な機構が考えられると同時に、これに従事する従事員の任用或いは昇進或いは給與の面等においても、特別に考慮せられて然るべきで

はないかというお話でございませぬ。勿論御尤もと存するのでございませぬ。併しながら私共といたしましては、公務員と申しましてはやはり採用試験をして、この電氣通信に必要な、適應するよりな人を採りたいのでございませぬ。従つて採用試験等につきましては、特別な考慮が施されなければならぬと私共は考へておられますが、今日人事院の方ではそこまでのことはできておりませぬ。又任用、昇進、給與等につきましても別個に考慮したいのでございませぬが、御承知のように給與法といふものは、別にあれは一つの格附の形を現わしたものでありまして、仮に電氣通信の従事員といふものが給與を受けないならばならぬといふことである、高限といふものが一般の公務員と同様に待遇されて然るべきものであると仮定いたしますれば、その格附等につきましては、特別に考慮の余地もございませぬので、あの格附表をそれ自体に對して私共は特殊な考慮を拂う今のところ必要はないのではないかと今ふり考へておられます。併し實際の運用面におきまして、只今新谷委員の申されたような線に進むことは正に必要と思つておられます。若し機会があるならば、やはり電氣通信には電氣通信としての事業を運営するに都合のよい格附、郵政省には郵政省の仕事をするに必要ない、それに適合する格附といふものが未だと思つておられます。

それから三番目におきましては、研究機関の問題でございませぬが、特に電氣通信におきまして、研究機関の重要性は申上げるまでもないのでありまして、すべての大部分多くの仕事はこの研究の結果、機械等の進歩によりまして、電氣通信の様相は變つて参ります。私共從來の電氣試験所の機能の發揮につきましては、いろいろ考慮を拂つて今日まで参つたのでございませぬ。今度の設置法におきまして、何故研究機関を事業の中に入れたかと申しますと、それは決して研究機関を軽視したというわけでは毛頭ないのでございませぬ。ややともいたしますと、研究機関といふものが、事業の实体から離れまして、研究のための研究といふふうなことに陥り易いことは、從來私共が経験いたしましたところでもございませぬ。勿論研究にはいろいろ基礎的な面の問題がございませぬので、必ずしも金をかけたから直ちに明白からその研究の結果が、実用化されるといふことは期待する方が無理かも知れませぬ。併しながら事業運営、少くとも電氣通信の事業の研究機関といふものが事業と全く表裏一体になつて、事業の結果といふものは直ちに研究機関に反映し、研究機関の結果といふものが直ちに事業の運営に反映する、此種關係にあることが、極めて私必要と存するのでありまして、そういうふうな意味におきまして、從來外局として、或いは研究所として別の官制の下に置かれ、その事業と密接の關係に置いたといふのが、實は今度の電氣通信の設置におきまして一つの私共の重要な考へ方なのでございませぬ。勿論アメリカのベールのシステム等の参考にしたのでございませぬが、予算の面におきましても、又その機能の發揮の点におきま

しても、御趣旨のような線につきましては、十分考慮する考へでございませぬが、研究機関の中に入りましたのは、只今申上げたような趣旨からでございませぬ。
○新谷委員三郎君 この研究機関の問題につきましては多少意見が違ひますが、これは別の機会にお尋ねをいたすことにいたします。
先程鈴木次官の御答弁の中で次長制についてお述べになりました中で、監察局ですが、こういうふうな現業事務でない局に次長制を置くといふことは多少私は鈴木次官と意見が違ひるので、これは面白くないといふ考へを持つておるのであります。監察局で幾つもの課がございませぬか、その数によるものとも思つておられますが、非常に多くの課で、どうしても局長一人ではいけません。併し五つか六つの課で、その上に次長がある、局長があるといふことではこれは屋上屋を築するといふことになりはしないかと思つておられます。おつとやるように監察の仕事は新らしくできたといつてもよい、今度は画期的に改革されることである、従つてこの仕事の内容が重要なことは分るのであります。仕事の内容が重要なことからいつて、局長、次長を置くという理由にはならない。若し裁判所等にあるように主任の人がおられ、その下に次席の人がおられる、或いは下の部下の方に責任者がおられるといふような恰好になつて行くならば、敢えて次長制といふようなことにしないでも、次席といふようなもので、全部を監察官でやりになつてもよいのではないかと思つておられます。今までの官廳の組織から行きますと、要するにこの次長といふのは、これだけで見ますと、課長何人かを統合してその仕事をまとめて行くといふ仕事をなさるやうに思つておられます。裁判所等におきまして例へば次席判事とか、検事とか、檢察官といふことになりませぬ、その人固有の仕事をしており、全体の総合的な仕事について所長を助けるといふ役目を持つておるのであります。この次長が果して自分で課長の仕事を統合して行く以外に固有の仕事を持たれるやうにされるのかどうか。若しされないとすればこの点は問題になつて来るだらうと思つておられます。私はそういう意味において現業の官廳で非常に沢山の十五も課があるといふところでは、局長一人では眼が届かないといふことは尤もなものです。五つや六つの課でそれを統合して行くだけの能力がないといふことは考へられぬ。そういう意味から私共は申上げたのであります。それから人事の關係をお話になりました点も私と意見が違ひるのであります。今のところは現在のやり方で結構なので、將來は考へるかも知れませんが、現在のところは變える意思はないといふお話でありませぬが、そのお考へが私と大分違ひるのであります。私は今ふり考へるに組織面から、或いは仕事の内容から一般の官廳と全然違つた態度をとつて仕事を運営して行くといふのでありますから、人事だけなせ一般官廳並みにして置く必要があるか。必要があるといふことよりもむしろ變えなければならぬのではないか。たゞ、歴代の大臣が言われるやうに、これらの通信事業を動かして行く

のは、要するに人でありませぬ。人が組織を動かしておるのでありますから、一般官廳で係長になり、或いは課長になるという資格と、現案官廳におきまして係長になり、課長になるという資格とはおのずから違つて来るのであります。それを現在のようにならざるやうな試験制度でやる、或いは給與面につきましてもあらゆる点について人事関係で一般官廳並みに扱つて行くのがよいのだというところをおつしやるのは、この組織関係の方から見ますといふ矛盾しておる。併しこの点については意見の相違かも知れませんが、これ以上御答弁がなくとも結構です。一般の組織関係につきましても、私は國家行政組織法の改正案もまだ出ませんので、政府がどういふ官廳の組織が最善であるかといふことについての方針が明らかになされておられませんか、これ以上は只今のところ申上げる問題もないかと思つてあります。行政組織法との関連においては、或いは尙問題が出るかも知れませんが、その点機会があれば、又今後に質問を留保いたしまして一應私の質問を終ります。

○説明員(鈴木一君) 只今別に答弁を要しないというお話でございましたが、人事の問題につきまして全然今日の状態ではよろしいというところを申上げておるのではないのであります。現在のまだ又は改正法も出してない今日におきまして、私共として現在の給與法との関係でも、これがどういふこといけないうわけでないというところを申上げたので、勿論電氣通信に従事する人間が、それに相懸するやうな給與の裏付の問題或いは昇進の問題等につきましても考慮すべきであるというこ

とを申上げておるのでございまして、我々もいたしまして、いろいろその点について考究しておるのであります。その点だけ申上げて置きます。○説明員(鈴木一君) 只今ちよつと申座いたしましたので、或いは質問があつたのじやないかといふ多少の懸念もございませぬが、一、二点お伺いしたいと思つて、今回のこの郵政省設置法並びに電氣通信設置法の改正の法案を見ますといふと、行政機構の徹底的な簡素化といふ線に副つて非常に苦心と努力を拂つてやられておる点我々敬意を表したいと思つてあります。その具体的内容について、この提案理由説明書を拜見いたしますときに、大体私共はよくやつておるといふやうな感じを受けらるるのでございませぬが、この郵政省の地方機関の設置の件ですが、画一的に法律に規定することが妥当ではありませぬので、これら機関の性質に鑑みてその構成を省令で定めることに改めたのでありますといふ御説明が書いてありますが、何故この法律で規定することゝ妥当でないのか、これは私主観的な見方ではあります。その機関の性質に鑑みて、その構成を省令で定めるといふやうなことがどういふやうに例えれば通信委員会あたりで御審議になられたか、その点も関連して承わりたいと思つて、どうぞその点について一つ腹藏ない御説明を頂きたいと思つて、○説明員(鈴木一君) この提案理由の言葉に對しての御意見は謹んで承つて置きたいと思つて、私共が何故地方機関に對して省令でやりますかと申しますと、實質的に申しまして、一つは實質的な問題でございませぬが、通信省の郵務局におきましては現在予

定しておられるのは予でございませぬ。その今の現在通信省の所在地に設置することを予想しておるのでございませぬが、これにはおのずから大小が突つておる。勿論仕事の内容は同じであります。特に今日行政機構の簡素化が叫ばれておられる際に、その仕事の量の大小よりまして、機構等も我々は考へて行かなければならぬのであります。必ずしも画一的にこれを決定し難い事情がございませぬが、一つ、それからいふ一つは、これは形式的な問題かと思つておられますが、各省におきまして、地方機関の所掌事務につきまして政令を以て規定することになつておられますやうな場合におきましては、それに相應します機構等は省令でよろしいのではないかと、いふやうな考へ方でございませぬ。何故それではさういふやうな所掌事務を政令で決めたかと申しますと、御案内のやうに、郵政省は一つの事業官廳でありまして、大体本省の仕事と、地方の仕事は同様なのでございませぬ。従いまして特にこれを本省の局をそのまゝ同じやうに地方で考えられるのであります。特にこれを法律で規定するといふことも要らないといふやうに私共考へたわけでございます。

○小林勝馬君 只今の次官の御説明ではちよつと納得いたしかねる。今内閣組織を省令で定められるやうに承わりますが、大体この構想なり、案なり御発表願ひたいのです。○説明員(鈴木一君) 大体本省の機構に相應いたしまして作るつもりでございます。○小林勝馬君 何か……書類か何かで答弁願へないでしょうか。

○説明員(鈴木一君) 實は省令の方まで進んでおりませぬ。○小林勝馬君 この改正された電氣通信省設置法案におきまして、局は或る程度減りました。先程新委員から質問があつたやうに、これに次長を設け、その他従来と何ら異なるやうに私共思ふべき点は、総務長官の代りに電氣通信監督を置き、総務長官官房の代りに電氣通信監督を置いて、僅かに局が減つただけで、この電氣通信監督を置くこととは、結局においてどういふために置かなくちやならないのか。郵政省においてにはさういふものを全通省略しておるのに一方的に置かなくちやならぬ理由を御説明頂きたい。

○説明員(鈴木一君) この前の電氣通信省設置法案を御審議を頂きました際にいろいろ御説明も申上げたかと思つておりますが、私共電氣通信の機構を作り直すためには、實は關係方面と向三年に亘りましては、實は調査研究をいたしました。その研究の結果につきましては達しておるかと思つております。若し御必要ですら差上げたといふ存じております。御承知の電氣通信事業といふものは、郵便とか、貯金の郵政の關係とはちよつと違ひます。最も重要な点は、電氣通信の仕事といふものは常にその仕事の状態といふものが同じレベルになければならぬといふことであります。北海道におきましても、東京におきましても、鹿児島、山間僻地、常に同じレベルに保たれておるときに、電氣通信といふものが可能でありまして、瞬時と雖もその事業の状態といふものを崩すわけには参らな

も、いろいろ仕事の内容を仔細に検討いたしました。その仕事の一つのラインがでるやうなわけでございませぬが、そのラインによつて一つの本省のボタンを押しますならば、直ちにそれが一つの線を通じまして末端の機関までそれが瞬時に通じて行くといふことを我々は予想いたしておるのであります。従つて、勿論、次官と電氣通信監督という地位がダブるやうに考えられるのであります。次官といつたしましては、いろいろ外部關係もございませぬし、單に事業運営そのものというよりも、或いは法令の問題であるとか、或いは人事の問題であるとか、事業の監察の面から参ります。○反省すべき問題であるとか、或いは又直接は關係ございませぬが、外局の問題、電波の問題、或いは航空保安の問題といふやうなことも、大臣の相談に預る場合等もございませぬし、又これを形式的に申しますならば、或いは外交交渉の点列席をするとか、相當ははり次官としての仕事は、部局の事務を整理するといふことにはなつておりますが、特に電氣通信におきましては、只今申しましたやうな關係もございませぬし、専門にその仕事、事業運営という面に常時タッチして居る人が必要であるといふやうな意味でこの電氣通信監督……前に総務長官と申しましたが、さういふ程度はどうしてもなければならぬ。我々いろいろ研究いたしました結果、こ

ういふ制度が最も事業の運営に適したものである。こゝろ考へた次第でございませぬ。○小林勝馬君 只今の御説明では、ど

も私共として、電氣通信省に絶対を要は調整する必要があります。特 ついて、勿論國會その他のいろいろの定されるのか、それをお伺いしたい。地方機関及び附屬機関並びに電波監

男の事件の問題... 通信省の郵務局におきましては現在予... 小林勝馬君 何か... 御説明では、ど

うも私共として、電氣通信省に絶対... その次官を置かなくちやならん... 理由には受取り難いのでございま... 次にもう一つお伺いしたいのです... 第四十五條に電氣通信審議会を、

電氣通信省運営審議会、電氣通信調整... 審議会、電波技術審議会と、こうい... ふりに三つに分けられておるよう... りますが、これは、從來ないものを新... らしく作られたのか、それとも從來あ... つたのを明文化されたのか御説明願... たい点と、この委員の選出に關係各... の職員及び学識経験者の中からとい... ふうに相成つておられますが、この關係

委員の職員と学識経験者の割合並び... に、これは学識経験者、關係各處の職... 員をどういう方法でお選びになるの... か、尙又これは内閣総理大臣が何故に... 委員をなくちやならないのか、これ... をお伺いします。

○説明員(鈴木一君) 突は、前の設... 置法におきましては、電氣通信審議会... という名前によりまして、電氣事業の... 運営に必要な事項に對しまして大臣の... 諮問機關として置いたわけでございま... す。ところが、これを電氣通信省運営... 審議会というふうに変えておられます... 。

これは、突は電氣通信調整審議会とい... うものが新たに今度加わつたわけで... ございませう。四十六條の二でござい... ます。これは關係方面のディレクタ... イ達によりまして、電氣通信の事業に... 對しまして各省いろいろ所管してあり... ます、或いは通信省も一般公衆通信の... 仕事もいたしておりますが、鉄道は鉄... 道通信、或いは電氣の方におきまして... は電氣の保安通信、消防通信、漁業無線... の方においては漁業通信その他一般の... 通信事業がございませうので、その仕事

を突は調整する必要があります。特... に資材の点等におきまして、我が國の... 通信事業を調整いたしましたて、最も効... 率的に資材を運用する、又仕事の面... におきましても業者お互いに協力いたし... まして、電氣通信を一体として進めて... 行くというふうなことが必要でありま... すので、從來これは最初は通信省にあ... つたのでありますが、その後経済安定... 本部がございまして、経済安定本部の仕... 事としてやつておつたのでございま... す。ところがこの度の整理によりまし... て、電氣通信に關する安本の仕事とい... うものは極めて縮小せられました。こ... ういうふうな仕事は今度の電氣通信省... でやるということに相成りまして、電... 氣通信調整審議会というものがここに... 委員十五名以内を以て組織することに... いたしましたのであります。そうしてこの... 委員は關係各處の職員及び学識経験... 者のうちから、内閣総理大臣が委... 嘱する。勿論通信大臣の所轄の下に置... かれる審議会ではございませうが、只今... 申しましたような各省の委員、これは... 次官でございませう。關係各處の次官が... 現在なつておられます。学識経験者或... は電氣通信の事業に造詣の深い大学教... 授であるとか、その他実際の電氣通信... の仕事に従事しておられる或いは法人... の理事長であるとか、そういう方々... あるいは放送協会の事業をしておる人... そういふ者の中から内閣総理大臣に選... んで頂きます。そうしてそれによ... つてこの仕事を運営して行きたい、従... 來の電氣通信審議会と申してございま... したものを、言葉も非常に紛れ易いので... ありますので、これを電氣通信省運営... 審議会というふうにいたしました。こ... れは電氣通信省が仕事をいたしますに

ついて、勿論國會その他のいろいろの... 御指示があるかと思つたのであります... が、我々仕事をして行きます上におい... て、その利用者或いは一般の声を聞いて... 我々がその仕事の面に反映さして行... きたいというのがこの運営審議会で... ございませう。

○小林勝馬君 只今の御説明で、学識... 経験者を如何ようにして御選任になる... か、重ねてお伺いしたいのと、それか... らこの電氣通信調整審議会は、法律の... 中にはつきり委員の人数並びに選定の... 方法まで規定されておるのに、電波技... 術審議会はこれを政令に譲られたとい... うのはどういふ意味でございませうか。

○説明員(鈴木一君) 四十六條の二に... ございませう。電氣通信調整審議会... は或る権限を通信大臣が行うといは... ます。つまり、即ち第五條の十四号の二... から十四号の五まででございませう。... 第一頁にございませう。こういふふうな... 仕事をいたしましたためには、電氣通信... 調整審議会の議決を経なければならな... い、即ち電氣通信調整審議会は一つの... 議決機關でありまして、従つてその構... 成等につきましても、法律でこれを規... 定する必要があるかと思つたのであり... ます。一方運営審議会の方は、通信大... 臣の諮問機關でございまして、そうい... うふうな意味からいたしましたして、その... 構成等につきましても、政令に譲つた... 次第でございませう。

○小林勝馬君 そうですね、今後は從業員... の他の代表もお入れになる御予定か、... 官廳だけの、何と申しますか、あれで選... 定されるのか、それをお伺いしたいこ... とと、最後に五十四條の「電氣通信大... 臣、電波監理長官及び航空保安廳長... 官」に改められた理由をお伺いした... い。

○説明員(鈴木一君) 從業員の意思... を聞くかどうかというお話でございま... すが、その点についてはまだそこま... ではつきり私共は考えておりませ... ん。と申しますのは、從業員とは、... こういふふうな形式でなくとも、いろ... り聞く機会はあるのでございませう。勿... 論一般の、仮に從業員というものが勤... 労者だといふ意味におきまして、大臣... の諮問の對象になるということになり... ますれば、むしろ一般の労働者として... の代表機關というものもあろうかと... 思つておられます。今のところ從業員の... 意思を反映させるために、ここに入れ... るかどうかといふことは、まだ考慮い... たしておりませう。

○委員(河井清八君) ちよつとお話... りしますが、松井文書課長が、やはり... 政府委員でありませうが、この際説明... をされる方が便利と思われませうから許... そうと思つた。如何でございませうか。

○委員(河井清八君) 御異議ないと... 認めませう。

○説明員(鈴木一君) それでは只今... の五十四條中「電氣通信大臣」を「電... 氣通信大臣、電波監理長官及び航空保... 安廳長官」に云々といふ改正の理由に... ついてのお尋ねだつたと思つたので、... これは突は郵政省の方にはございま... せん、と申しますのは、もとの條文によ... りますと、「電氣通信大臣は、この法律... に定める権限で細目の事項に關するも... のを、職務規程を定めて、内部部局、

地方機關及び附屬機關並びに電波監... 及び航空保安廳に委任することができ... る。」というふうなことになつたので... が、これによりまして、電氣通信大臣... が、自分の内部部局、地方機關及び附... 屬機關に委任することは、この原文の... 通りでちよつとも差支えございませ... んが、電波監理及び航空保安廳に委任... することがございませうと、突は電波監... 航空保安廳に對する権限というもの... は、電氣通信大臣が勝手に委任した... り、委任しなかつたりするものでは... ないののでございませう。すでに前に... それ、電波監理及び航空保安廳に關... するところに、こういふ仕事をすると... うということが殆んど全面的に書いて... ございまして、改めて委任するとい... う行為は取らねばならない。従つて後... 半の電波監理及び航空保安廳という... は、むしろ要らないんだというので、... これを削除したいといふことが一点... と、もう一点は今度電波監理長官が自分... の地方機關に對して委任する規定がな... いので、地方の電波管理局にやはり或... る程度委任して行かなければならん、... これを併せてここに規定した方がい... だらうと。こういふ技術的の観点か... ら、こういふふうな直したのでござい... ます。

○小林勝馬君 大体了承いたしました... た。私の質問は、本日の分はこれで打... 切つて結構でございませう。

○委員(河井清八君) 郵政省の方で、十三の部... 長を廃止するといふことになつており... ますが、それで、この代りといふわけ... でしょう。この局長を補佐するために... 次長... これは、各次長といふのは、... 各部の部長を廃止するかすら、それを取... 纏めてやるという意味なんですか、そ

○委員(河井清八君) 御異議ないと... 認めませう。

○説明員(鈴木一君) それでは只今... の五十四條中「電氣通信大臣」を「電... 氣通信大臣、電波監理長官及び航空保... 安廳長官」に云々といふ改正の理由に... ついてのお尋ねだつたと思つたので、... これは突は郵政省の方にはございま... せん、と申しますのは、もとの條文によ... りますと、「電氣通信大臣は、この法律... に定める権限で細目の事項に關するも... のを、職務規程を定めて、内部部局、

地方機關及び附屬機關並びに電波監... 及び航空保安廳に委任することができ... る。」というふうなことになつたので... が、これによりまして、電氣通信大臣... が、自分の内部部局、地方機關及び附... 屬機關に委任することは、この原文の... 通りでちよつとも差支えございませ... んが、電波監理及び航空保安廳に委任... することがございませうと、突は電波監... 航空保安廳に對する権限というもの... は、電氣通信大臣が勝手に委任した... り、委任しなかつたりするものでは... ないののでございませう。すでに前に... それ、電波監理及び航空保安廳に關... するところに、こういふ仕事をすると... うということが殆んど全面的に書いて... ございまして、改めて委任するとい... う行為は取らねばならない。従つて後... 半の電波監理及び航空保安廳という... は、むしろ要らないんだというので、... これを削除したいといふことが一点... と、もう一点は今度電波監理長官が自分... の地方機關に對して委任する規定がな... いので、地方の電波管理局にやはり或... る程度委任して行かなければならん、... これを併せてここに規定した方がい... だらうと。こういふ技術的の観点か... ら、こういふふうな直したのでござい... ます。

うだとすれば、この電氣通信省の場合に、郵政省のそいう構成の考え方に倣つて、この業務局の方で五部あります、施設局の方で五部あるようです、これなそも同じような考え方で、次長制を設けて、次長を置くというような考え方で進まれば如何ですか。○職員(鈴木一君) 郵政省の四局に次長を置きましたのは、先程も申しましたように、勿論その事務量が非常に大きいことが、まあ主たる理由でございます。従つて同様に電氣通信省におきましても業務局の部の代りに次長を置かれたらどうかというふうにお伺いしたのでございますが、これはこの前の設置法の際にも御説明申し上げたのでございますが、電氣通信省の機構といたしましては、実は十の局が仕事の中心になるのでございまして、ライン・オルガニゼーションの中心はこの業務部長におきます五局と、施設部門におきます五局が中心となりまして、この責任の帰属をここではつきりいたしまして、これが地方へ伸びて行く、従つてこの局の部の存在というものは、組織の面で考えますと、実は重要なポイントでございます。従つてやはり個々にこの部局はおの／＼独立いたしております、而もそれが、相当の責任を持たなければならぬ重要なポストでありますので、やはりここに部長を置く、相当の判断力のある人をここに置いておきたい、こういうふうな考えですから、この際次長を置きます、これを以て兼ねるといふふうなことには考えられないのが実情でございます。

○職員(鈴木一君) 只今鈴木次官の御答弁を伺つておりますと、部局の独立

であるとか、責任というふうなことで、それはされないとお話なんです、そういう意味に解釈すればこの官廳機構というものはそれ／＼責任があるもので、どうももう一つ納得し難い感じがいたすのであります、私のお尋ねしておるのは、簡素化するという内閣委員の立場から、そういう各論もしてお伺いするのであります、大體根本的な問題で、この間も内閣委員会で總理がこの行政機構改革の根本方針は三つある。一つは財政というふうな立場から財政の負担を軽くする。もう一つ行政的な面から言へば、行政の簡素化を図る。更には役人の道義の問題。この三つから考えて、この行政機構改革を考えておる。これは重大な根本方針であります、こういう面から考へて、見ましても、この郵政省の方は、私先程私の所見を申し上げましたが、電氣通信省に限つては、どうもただ格下げをしただけであつてその三点から見ると、十二分に行政機構の縮小の具体的内容がここに備わつていないというふうな印象を受けるのであります。そこで前段に申し上げたような質問も申上げて、はつきりとした、我々に納得の行く御説明を頂きたいと、こう思つてあります、只今の御答弁以外に何か適當な、もつと了解し易いような御説明はないのでありますか。○政府委員(武蔵一君) 実はこの電氣通信省の機構をどういふふうにしたしまして、形はライン・オルガニゼーションを崩さないで行くといふところに実は私共苦心をいたした次第であります、まあ普通の機構のことでございます、一人で賅つてしまふといふふうなこと

も考えられるのであります、只今申しましたように、この五局を中心として仕事をできております以上、又一つのオルガニゼーションを崩さないといふ以上、実は私共としては今度の行政整理をいたしましたのは、大體三つは進んでおつたのであります、この案はまあいろいろに考えられると思つておるのですが、私共としては八割くらい落したといふふうには実は考へておるのでございまして、これにして漸く自分達はライン・オルガニゼーションという、一つの行き方を保ち得たという程度でございまして、若し仮にこれ以上この組織というものが変えられますときには、我々の構想というものは全部崩れてしまふのではないかという感じを持つておるのであります。或いは御説明を重複したような形になります、御納得は行かんかと思つて、これが実情でございますので率直に申し上げます。

○委員(河井彌八君) 如何でございましょうか。午前はこの程度で休憩いたしまして、一時三十分から開会したいと思つております。○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さういふに決します。向この室は午後他の委員会が開かれる予定になつておるやうであります。甚だ不自由であります、議長應接室を使うことになりまから、さういふに御了承をお願いいたします。これで休憩いたします。

午後二時五十分開会

○委員(河井彌八君) それでは午前中に引續いて開会いたします。速記を止めて。午後二時六分速記中止

午後二時四十六分速記開始

○委員(河井彌八君) 速記を始め、では本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員

河井 彌八君

カニエ邦彦君

中川 幸平君

藤森 眞治君

河崎 ナツ君

荒井 八郎君

城 義臣君

佐々木鹿蔵君

下條 康麿君

堀 廣榮君

三好 始君

大島 定吉君

中村 正雄君

小林 勝馬君

下條 恭兵君

深水 六郎君

新谷寅三郎君

千葉 信君

武蔵 嘉一君

山下知二郎君

通信次官 鈴木 恭一君
通信事務官 (大臣官房 文書課長) 松井 一郎君

政府委員
通信事務次官 武蔵 嘉一君
通信事務官 (電氣通信監) 山下知二郎君

参議院事務局